

天草市立河浦中学校

公金(学校徴収金等)管理マニュアル

平成26年1月28日

1 公金（学校徴収金等）の管理原則

公金（学校徴収金等）は、保護者から管理を付託された預かり金であるとの認識を常にもち、公費に準じた会計処理を適正かつ迅速に行い、経費の節減に努めなければならない。これを実現するために、公金（学校徴収金等）管理に関して5つの原則を策定したので、関係職員はこの原則を遵守しなければならない。

（１）原則として現金を学校に保管しない体制の確立

学校において、現金の紛失、盗難などの事故を防ぐためには、預金口座への入金に努め、原則として学校に現金を置かないこと。

（２）保護者負担の軽減

公金(学校徴収金等)が保護者の経済的負担のもとに徴収されていることを常に認識し、コスト意識をもって保護者負担の軽減に努めること。

そのためには、事業や教育活動内容、購入品目の定期的な見直しなどを視野に入れながら、安価に購入できる方法の検討をすること。

（３）保護者の意見反映と説明

公金（学校徴収金等）は、生徒や保護者の信託に基づき、校長の指揮監督のもと、学校が主に処理していることから、「開かれた学校づくり」を推進する上からも、説明責任と情報提供の義務がある。特に、公金（学校徴収金等）の額の決定、修学旅行の企画等を行う場合は、保護者の意向が反映されるように努めること。

また、全ての収入及び支出の執行が終了したら、監査を受け、決算及び監査の結果を保護者に報告すること。

（４）計画的・効率的な執行

公金（学校徴収金等）の管理に関しては、適正な予算編成を行い、保護者の負担軽減を考慮して経費節減に努めながら、計画的かつ効率的に予算執行を行うこと。

（５）チェック体制の充実

公金（学校徴収金等）の管理において、会計処理の事故防止のためには、チェック体制の整備が大切である。そのために、校長、教頭、事務職員等による複数チェックの体制、関係帳簿などの管理を更に強化して、不正行為の防止や抑止を図ること。

2 公金（学校徴収金等）の会計処理について

（１）学年費会計、教材費会計、給食費会計、部活動費会計

収入処理の流れ



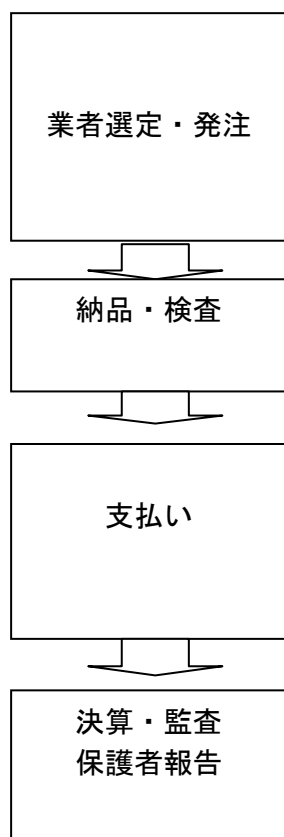
留意事項

- 保護者の負担軽減に配慮されているか。
- 保護者、生徒等の意見は反映されているか。
- 経費は市場価格と比較して妥当な額であるか。
- 事業目的や方法、経費の積算が明確であるか。
- 事務職員や教頭の助言を受け、校長の承認を得ているか。

- 集金の目的、金額、使途、時期、集金方法等が分かりやすく文書で表されているか。
- 説明漏れはないか。

- 現金の管理方法は適当か。
- 未納者はいないか。また、未納分の回収に努めているか。
- 出納簿に収入額を記入したか。

支出処理の流れ



留意事項

- 予定価格の算定は適正か。
- 見積合せ（予定価格が10万円以上の場合は、2者以上見積書をとること。）
- 特定の業者に偏りがいないか。
- 事務職員や教頭の助言を受け、校長の承認を得ているか。

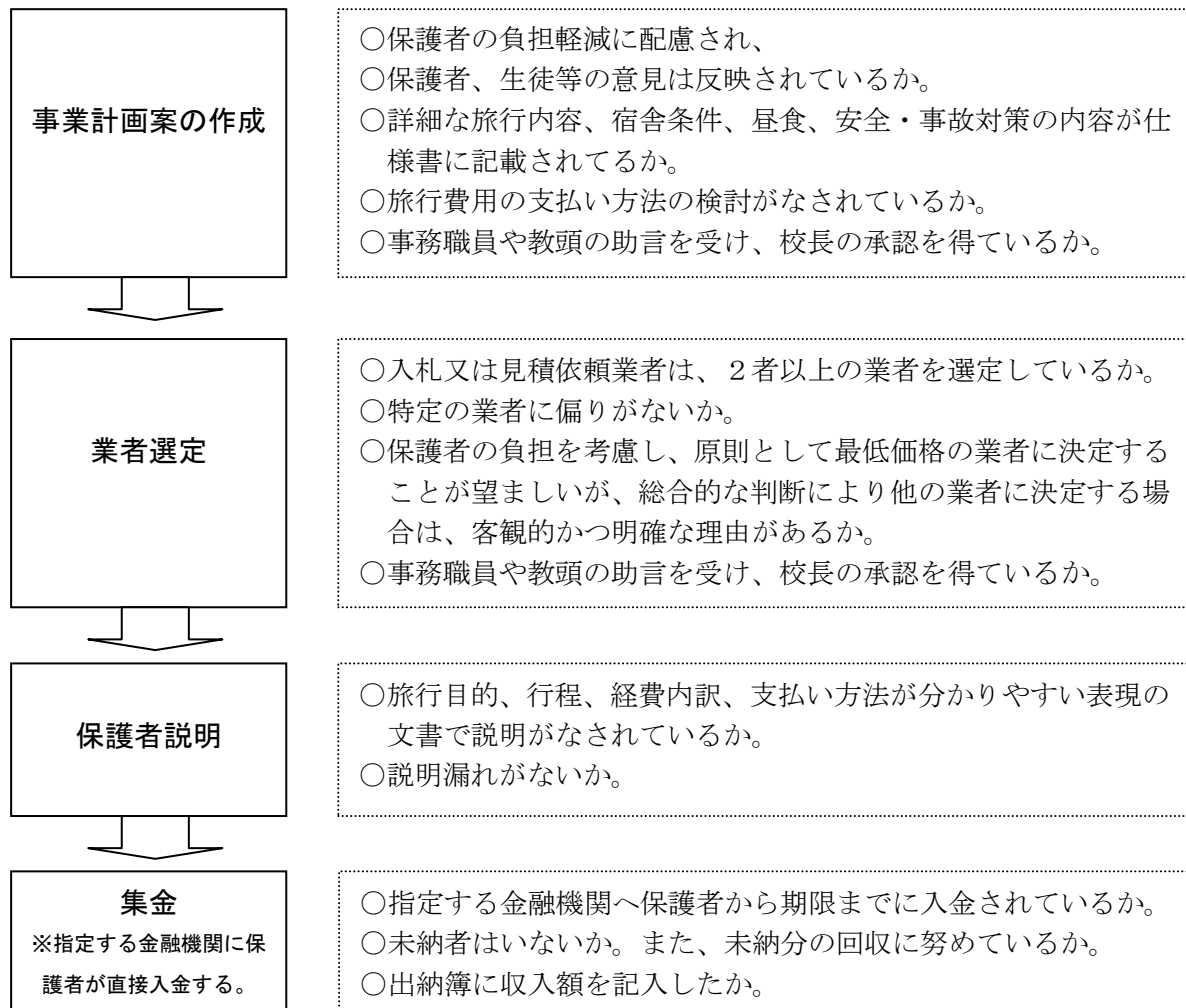
- 発注した物品が適正に納品されてるか。
- 物品に傷などの瑕疵がないか。

- 請求書、納品書等の書類が揃っているか。
- 支払額、振込口座に間違いがないか。
- 請求日から30日以内に支払いを完了しているか。
- 出納簿に支払い額を記入したか。

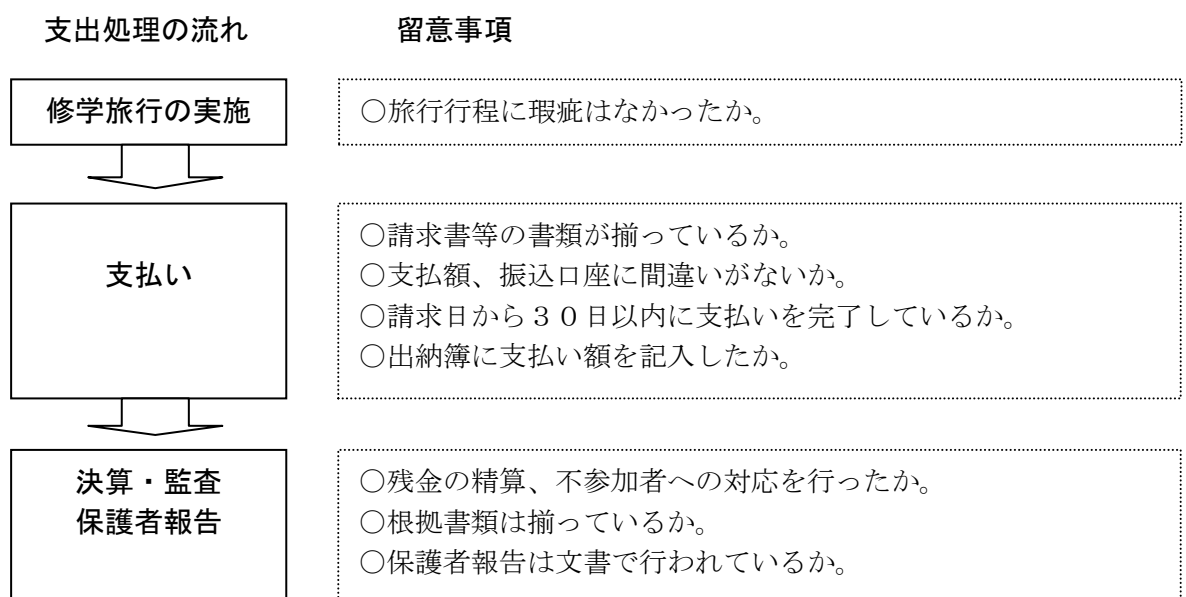
- 金額等の数値に誤りはないか。
- 根拠書類は揃っているか。
- 保護者報告は文書で行われているか。

※部活動費の会計については、学校と保護者が連携協力を図りながら、会計処理を行い、会計簿等については毎学期末に事務職員→教頭→校長の点検を受けること。

(2) 修学旅行費会計 収入処理の流れ



支出処理の流れ



3 チェック体制の充実

(1) 定期的な照合と確認

- ①現金(※)や通帳、保管庫の鍵の管理は、原則として校長または教頭が行う。
※現金は速やかに金融機関に入金することとするが、入金前にやむを得ず一時的に保管する必要がある場合は、校長または教頭の許可を得て、保管庫を使用してよい。
- ②各会計の金銭出納簿と保管現金、預金残高との照合は、原則として1学期に1回以上、事務職員→教頭→校長で行う。

(2) 決算及び監査

- ①すべての収入及び支出が終了したら、速やかに決算処理を行う。
- ②金銭出納簿を会計ごとに締め切り、収支の整理を行う。
- ③関係帳簿や根拠書類を確認し、未納者や未払いが生じないように注意を払う。
- ④校長、教頭、事務職員は、関係帳簿や証拠書類と照合の上、決算確認を行う。
- ⑤決算確認後、学年費会計及び教材費会計についてはP T A学年委員の監査を年度末に受ける。また、給食費会計についてはP T A監査委員に、部活動費会計については、各部活動の保護者代表の監査を受ける。
- ⑥決算確認及び監査の後、決算報告書を保護者に配付する。